

第7章 韓国におけるコメ政策の動向

—ウルグアイラウンド妥結以降の政策を中心に—

樋口 倫生

1. はじめに

韓国は日本や台湾と同様に、コメを主食とする国である。しかし所得の増加とともに、食の西洋化が進み、その消費量は年々減少している。さらに1995年からミニマム・アクセス(MA)米⁽¹⁾の輸入を行っており、2015年にはコメの関税化を受け入れている。このような消費の減退や輸入の増加に直面し、近年、コメの過剰供給の問題が深刻化している。そのため、農家のコメ販売価格は⁽²⁾、2013年から17年の4年間で23%も低下しており、2018年に生産調整が再度導入された。

本章では、以上のような韓国のコメ過剰供給問題の原因とされるMA米を中心に、コメの国内需給に影響を与える政策、制度を整理し、その概要を述べる。

韓国は、WTO交渉において、関税化の猶予と引き替えに、MA米の輸入を約束した。その後2004年に再度の関税化の延期を決め、これを受けて2005年にコメの直接支払制度と公共備蓄制度を導入している。本稿ではこのようなコメ政策の変遷を、ウルグアイラウンド妥結前の1990年代前半から近年に至るまで概観し、それらの政策の所得効果を考察する。

ここでコメに注目する意義を二つ述べておく。まずコメの生産が、農業部門で重要な位置にあることを指摘できる。2016年のコメの生産額は、6兆ウォンほどで、農業部門に占める比率が13.4%になる。農業粗収入に占めるコメの比率も16%で比較的高い水準にある。

また全農家に占める水田農家が営農形態別では39%であり、コメ生産農家の所得への配慮が農業政策の核心部分となっている点がある。例えばコメの輸入は、水田農家の所得分配に深刻な影響を与えるため、これまで発効したFTAでは、一貫して、コメを譲許除外としている。さらに韓米FTAでは、代替財輸入による間接的な影響を相殺するため、直接支払制度の目標価格を引き上げる措置をとっている。以上のように、コメは農業部門の中で特別な位置にある。

2. コメ需給の概況

コメ政策について議論を行う前に、まず韓国のコメの生産と消費の現状を概観しておこう(第1表)。栽培面積を確認すると、1987年以降、宅地開発や公共施設建設等の他用途への転換が進み顕減しており、2017年には87年のほぼ6割まで減少している。生産量について

ても、1980年代後半から、栽培面積の縮小や、低収獲量高品質米の普及等が相まって、減少傾向が続いている。

第1表 コメの需給動向

年	栽培面積 (1,000ha)	生産量 (万t)	消費量 (万t)	1人当たり消 費量 (kg)	自給率 (%)	在庫量 (万t)
1985	1,237	562.6	525.9	128.1	103.4	142.8
1986	1,236	560.7	530.8	127.7	105.6	124.9
1987	1,262	549.3	561.7	126.2	99.8	123.9
1988	1,260	605.3	561.1	122.2	97.9	112.1
1989	1,257	589.8	560.2	121.4	108.1	157.2
1990	1,244	560.6	544.5	119.6	108.3	202.5
1991	1,209	538.4	549.0	116.3	102.3	214.1
1992	1,157	533.1	552.6	112.9	97.5	199.9
1993	1,136	475.0	551.0	110.2	96.8	182.0
1994	1,102	506.0	541.4	108.3	87.8	115.6
1995	1,056	469.5	555.7	106.5	93.6	65.9
1996	1,050	532.3	522.5	104.9	89.9	24.4
1997	1,052	545.0	507.0	102.4	105.0	49.7
1998	1,059	509.7	521.6	99.2	104.5	80.6
1999	1,066	526.3	527.8	96.9	96.6	72.2
2000	1,072	529.1	511.4	93.6	102.9	97.8
2001	1,083	551.5	515.1	88.9	102.7	133.5
2002	1,053	492.7	555.7	87.0	107.0	144.7
2003	1,016	445.1	505.5	83.2	97.4	149.9
2004	1,001	500.0	471.8	82.0	96.5	85.0
2005	980	476.8	521.0	80.7	102.0	83.2
2006	955	468.0	500.8	78.8	98.5	83.0
2007	950	440.8	506.1	76.9	95.8	69.5
2008	936	484.3	467.1	75.8	94.3	68.6
2009	924	491.6	479.4	74.0	101.1	99.3
2010	892	429.5	470.7	72.8	104.6	150.9
2011	854	422.4	517.4	71.2	83.1	105.1
2012	849	400.6	488.3	69.8	86.6	76.2
2013	833	423.0	449.3	67.2	89.2	80.1
2014	816	424.1	443.6	65.1	95.4	87.4
2015	799	432.7	419.9	62.9	101.0	135.4
2016	779	419.7	422.0	61.9	104.7	174.7
2017	755	397.2	443.9	61.9	103.4	188.8

資料：農林畜産食品部（各年版）。

注．栽培面積，生産量は暦年，消費量，自給率，在庫量は穀物年度（前年11月～当年10月）基準である．したがって，

t年の生産量は穀物年度 t+1 年の国内供給量となる．2017年の1人当たり消費量は暫定値．

消費量も、1980年代半ば以降減少局面に入っている。1人当たりの年間消費量は、第1表にある1985年以降一貫して減少しており、2016年は61.9kgで、1985年の半分以上の水準である。

このようにコメの需給が推移するなかで、農業部門の製造業部門に対する生産性は相対的に低下し、比較劣位化が確実に進行した。この比較劣位化は、自給率の推移に反映されている。穀物自給率（重量ベース）は1985年で49%であり、その後も継続して低下し、2015年に24%となっている。一方、コメに関しては、国境措置等の保護政策を通じて希少資源を生産に向かわせ、自給率（重量ベース）100%をほぼ維持している。しかし輸入制限下で農家に生産の誘因を与える政策は、価格以外の要因による需要の減少（需要曲線のシフト）やMA米の増加に直面して、米価の低下あるいは在庫量の増大を招来することとなった。

近年における過剰供給の問題は、第1表をみると明らかである。2008年（穀物年度）からコメの在庫が急増しており、2008年の69万トンから、2009年にほぼ100万トンとなり、2010年には150万トンを越えている。この影響で2009年と2010年に米価が急落している（第4表の政府買入価格。2005年以降は収穫期産地価格）。その後、生産調整の導入や凶作などで、在庫量は減少するが、2013年（穀物年度）から再び増加し、2015年には135万トンを超え、2017年には170万トンを超過している。2016年の米価は、80kg当たり13万ウォン以下となり、深刻な価格低下に直面している。

3. コメ政策

（1） 輸入管理⁽³⁾

1) 第1期の特例措置（1995～2004年）

韓国は、1993年に決着したウルグアイラウンド交渉で、発展途上国として扱われ、1995～2004年の10年間、関税化を猶予されたが、コメに関連する品目（16品目、以下MA米）の輸入を毎年一定量拡大させることとなった（第2表）。MA米は（第3表(a)）、1988～90年の平均消費量が基準となり、合意実施初年の1995年を1%として99年まで毎年0.25%ポイント増やし、2000年に2%として2004年まで毎年0.5%ポイントずつ比率を高めることになった。これは、数量ベースで5.1万トンから20.5万トンまで輸入量を増加させる必要がある。ただし、国家貿易で輸入するMA米には5%の低関税を課し、加えて（低率関税を除く）マークアップも賦課できる⁽⁴⁾。第3表（a）から分かるように、初年度で5万トンほどの輸入であるが、2004年まで関税化を実施しない場合、2004年に20万トン近くの水準となる。

なお猶予期間途中の関税化への切り替えに関しては、途上国に対する特別の規定がない。農村経済研究院（2005, p.62）は、WTO（1995）のAnnex 5 セクション A の2.を根拠に、必要な場合には特別措置履行期間中にも関税化は可能であるが、関税化後は、関税化時点から2004年まで、毎年国内消費の0.4%を増加させる義務がある、としている。

第2表 コメに関わる政策・制度の変遷

年	政策
1995 ～ 2004	関税化猶予, MA米輸入
2004	韓国で最初のFTA発効 (チリ) 以後, 全てのFTAでコメは譲許除外
2005 ～ 14	再交渉により関税化猶予, 主食用輸入
2015	コメの関税化
1962 ～ 2004	政府買い入れ制度
1969 ～ 93	二重価格制度
1994 ～ 96	買い入れ備蓄制
1997 ～ 2004	秋穀約定買入制
2001 ～ 04	水田農業直接支払い
2002 ～ 04	(旧) コメ所得補填直接支払い
2003	119兆ウォン投融資計画
2004	農業・農村総合対策
2005	水田農業直接支払いと(旧)コメ所得補填直払いを 統合したコメ所得補填直接支払い制度 公共備蓄制 (秋穀約定買入制廃止)
2003 ～ 05	生産調整
2010	生産調整 (モデル事業)
2011 ～ 13	生産調整

資料: 筆者作成。

2) 第2期の特例措置 (2005～2014年) と関税化

関税化特例措置のさらなる延長を希望する場合, WTO (1995) の Annex 5 セクション B8, 9 の制約が課される。この条文に従うと, 関税化猶予に関するすべての交渉を 2004 年に終了させ, かつ利害当事者に対して追加的で受容可能な譲許を提供しなければならない。

特例措置の延長を希望する韓国は, 2004 年 1 月に, 米国をはじめ, 中国, タイ, 豪州等の利害当事国との交渉を開始し, 紆余曲折を経て年末に妥結させた⁽⁵⁾。交渉結果をみると, 2005 年から 2014 年の 10 年間は継続して関税化を猶予されるが, MA 米の拡大と主食用の国内販売を追加的に提供することを約束した⁽⁶⁾。

この交渉で決められた輸入数量は (第3表(b)), 第1期と同様に 1988～90 年の平均消費量を基準としており, 4.4% (2005 年) から 7.97% (2014 年) になるよう毎年約 2 万トンずつ増やすことになっている。また主食用として, 2005 年に全体輸入量の 10%を提供し, 2010 年に 30%まで拡大させる取り決めである⁽⁷⁾。猶予期間中に関税化した場合, 割当量は翌年以降, 関税化した年の MA 量が適用される⁽⁸⁾。

第3表 コメのミニマム・アクセス

(a) 1995～2004 年

年	輸入量 (t)	比率 ¹⁾ (%)	輸入実績 ²⁾ (t)
1995	51,307	1	0
1996	64,134	1.25	115,000
1997	76,961	1.5	0
1998	89,787	1.75	75,000
1999	102,614	2	97,000
2000	102,614	2	107,000
2001	128,268	2.5	217,000
2002	153,921	3	154,000
2003	179,575	3.5	180,000
2004	205,228	4	193,000

(b) 2005～2014 年

年	輸入量 (a) (1,000t)	比率 ¹⁾ (%)	輸入実績 ²⁾ (1,000t)	Global 割 当量 ³⁾ (1,000t)	主食用米		
					輸入量(b) (1,000t)	比率 ¹⁾ (%)	(b)/(a)
2005	225.6	4.40	192	20.347	22.6	0.44	10
2006	245.9	4.79	238	40.694	34.4	0.67	14
2007	266.3	5.19	246	61.041	47.9	0.93	18
2008	286.6	5.59	258	81.388	63.1	1.23	22
2009	307.0	5.98	257	101.735	79.8	1.56	26
2010	327.3	6.38	307	122.082	98.2	1.91	30
2011	347.7	6.78	419	142.429	104.3	2.03	30
2012	368.0	7.17	370	162.776	110.4	2.15	30
2013	388.4	7.57	526	183.123	116.5	2.27	30
2014	408.7	7.97	280	203.47	122.6	2.39	30

資料：(a) は農林畜産食品部食糧政策官 (2017) p.225, (b) は韓国コメ加工食品協会 (2015)。

注 1) 基準値 (1988～90 年の平均消費量, 513.4 万トン) に対する比率。

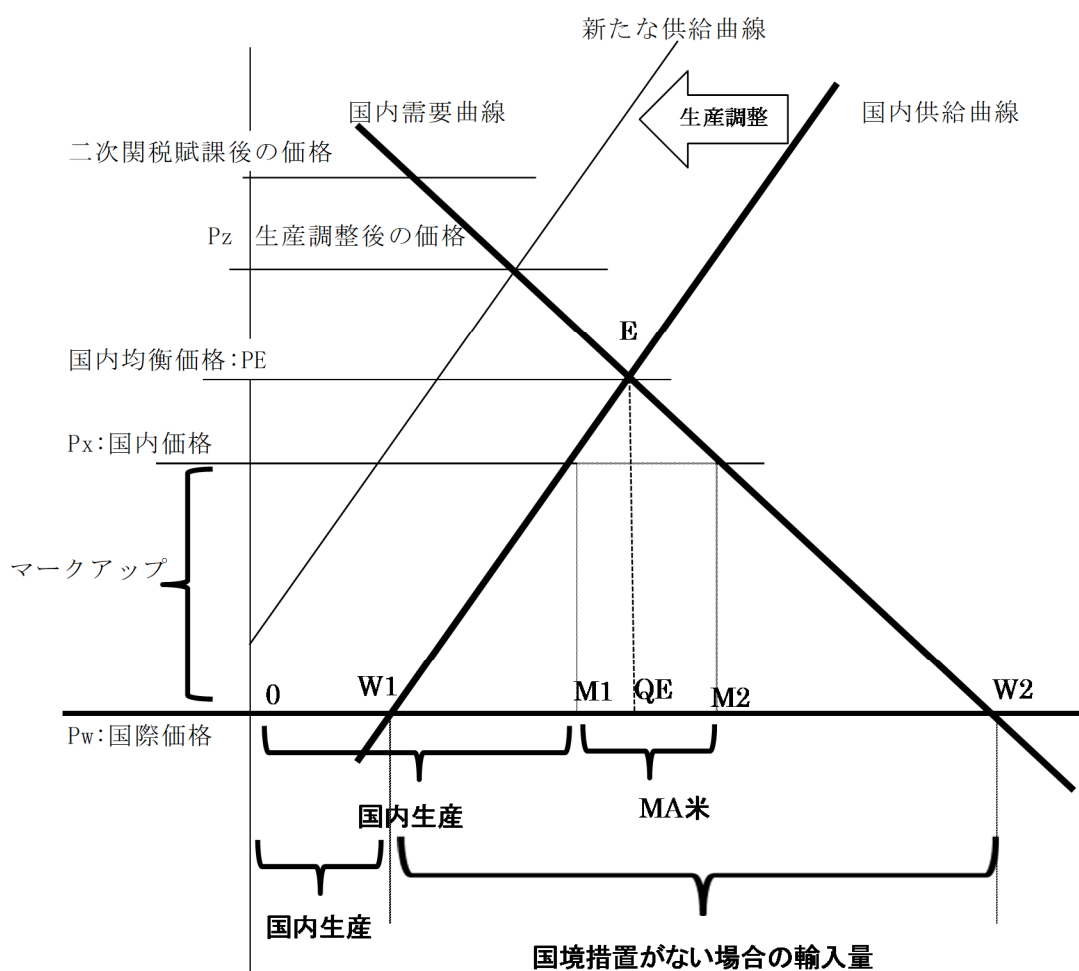
注 2) 輸入実績 (精米単位) は, 需給表 (穀物年度基準) から作成。

注 3) 全体 MA 輸入量から国家別クォータ (205,228 トン) を除いた部分 (精米単位)。

コメの輸入相手国に関しては, まず 20 万 5,228 トンの既存数量に対し国家別クォータ (2005～2014 年) を適用し, 2001～03 年までの輸入実績を反映させて, 中国に最も多くの 11.6 万トン, 次に米国に 5 万トンを割り当てる⁹⁾。また全体 MA 米から国家別クォータを除いた増量部分には, 入札に参加するすべての国家に平等な機会を与える最恵国待遇割当

(Global 割当) が実施される。この数量は、第 3 表にあるように、2014 年に 20 万トンに達する。

結局韓国は、猶予期間中に関税化を実施せず、2014 年 7 月によりやく関税化受け入れを公式に表明し、WTO に譲許表修正案を提出した⁽¹⁰⁾。これにより、2015 年から MA 米（5% の低関税）として 40 万 8,700 トンを輸入することにし、二次関税を 513%と設定した⁽¹¹⁾。また他国からの問題提起がない限り、主食用の比率（30%）、国家別クォータなどの規定を削除し、WTO 一般原則を適用することになっている。



第1図 国境措置と国内米価

最後に本節で述べてきた点を、第 1 図を用いて図解しよう(コメの品質の違いを考慮しない)。関税等の国境措置で自給自足の状態にあると、国内需要関数と供給関数が E で交わり、国内米価が国内均衡価格:PE、供給量と需要量が QE となる。もし国境措置が完全に撤廃されると、W2-W1 のコメが国際価格(Pw)で輸入され、国内価格も Pw になり、国内生産は OE から W1 まで縮小する。

次にミニマム・アクセス受け入れ期間（1995～2014 年）の状況をみてみよう（図では理

解を助けるため、MA 米の輸入量をかなり誇張して描いている)。第3表にあるように、1995年にコメの輸入実績はなかったが、1996年に11.5万トンを入力している。これをM2-M1とすると、輸入価格にマークアップ（低率関税を含む）を賦課した売渡価格が決まり、国内価格は P_x となる。つまり MA 米の輸入によって、国内米価は均衡価格より小さくなる（ $P_x < P_E$ ）。その後、2014年まで MA 米（M2-M1）を徐々に増やしていくと、図では描かれていないが、国内需要は増加する一方で国内供給は縮小し、国内価格は低下する。MA 米を実績値で確認すると（第3表の(b)）、2013年に52.6万トン、2014年に28万トンであった。

関税化した2015年以降は、低関税率の輸入量が、2014年の取り決め量（40万8,700トン）に固定されるが、それを越える輸入に対し2次関税（518%）が発生し、これを負担すると、コメの輸入が可能となる。ただし図でM1-M2を2014年の取り決め量とすると、2次関税賦課後の価格が、国内価格 P_x より大きい限り、理論上、輸入は発生しない。実際に、2015年の関税化から2017年まで市販目的で二次関税を負担して輸入したコメはない（韓国農村経済研究院（2018）p.408）。

（2） 所得・価格政策⁽¹²⁾

本稿での関心は、1993年末に合意に至ったウルグアイ・ラウンド（UR）以降の政策の変遷であるが、それ以前の政策についても簡単に触れつつ、韓国のコメの所得・価格政策を紹介する（政策の変遷は第2表を参照）。

1) 政府買入制度と過渡的な直接支払制度

（i） 買入備蓄制と秋穀約定買入制

韓国では、1962年から政府が一定水準の米価で秋穀（コメ）を買い入れる政策（政府買入制）が実施されていた。この制度は2004年まで継続したが、その内容は時期ごとに異なっている。1969～93年には、生産者の増産意欲を促進する一方、消費者には廉価なコメを提供するため、政府の買入価格と政府の売り渡し価格に逆ざやを設定する二重価格制が実施されていた（二つの価格は事前に決まっている）。しかしこの制度は、財政で補填するため、財政赤字が深刻な問題となっていた。

それゆえ1994年（米穀年度）に、財政赤字を削減する目的で、市場介入を減らした「買入備蓄制」が導入され、96年まで施行された。同制度では、政府が事前に決めた価格で農家からコメを直接購入し、市場価格で販売する。上記の二重価格制では事前に決定した価格で政府が農協や食糧小売商協会にコメを売り渡していたが、本制度では農協や民間流通業者が参加する公開競争入札方式となった。

第4表 政府買入量（実績）と価格

単位：1,000t, %, ウォン/80kg

年産	政府	農協	合計	生産量に 占める比率	政府買入価格 (一般米)
1990	1,203	0	1,203	21	106,390
1991	1,078	144	1,222	23	113,840
1992	1,022	360	1,382	26	120,670
1993	933	504	1,437	30	126,700
1994	864	648	1,512	30	126,700
1995	792	583	1,375	29	126,700
1996	720	521	1,241	23	131,770
1997	720	504	1,224	22	131,770
1998	558	370	928	18	139,020
1999	505	371	876	17	145,970
2000	456	450	906	17	154,000
2001	416	413	829	15	160,160
2002	397	394	791	16	160,160
2003	472	279	751	17	160,160
2004	481	230	711	14	160,160
2005	576	144	720	15	140,245
2006	504	0	504	11	148,075
2007	417	0	417	9	150,196
2008	400	100	500	10	162,416
2009	370	566	936	19	142,852
2010	351	86	437	10	137,416
2011	261	0	261	6	166,068
2012	363	0	363	9	173,692
2013	368	0	368	9	175,280
2014	400	163	563	13	167,347
2015	390	343	733	17	152,158
2016	390	299	689	16	129,807

資料：農林畜産食品部（2016），農林畜産食品部（2015）p.77.

注．政府買入価格は，精米2等品基準．2005年以降，公共備蓄制の実施により収穫期価格と一致．

1995年にWTOが発足すると，持続的な国内補助金の削減が要求されるようになった。これはAMS（助成合計量）を計算し，2004年までに補助金を1兆4,900億ウォンまで縮小するものである（付録参照）。このAMS条件を満たすため，1997年に秋穀約定買入制が導入された。秋穀約定買入制では，政府が，農家が栽培面積を決める前の年初に，買入量と買入価格を提示し，3～4月に希望農家と地域農協間で買上げ約定を結ばせ，買入代金の40%を4～5月に渡すことになっていた（買入代金に対する比率は，2001年に45%，2002～04年には60%に引き上げられた）。約定価格は第4表の政府買入価格である。制度実施初年度の

1997年は13万1,770ウォン/80kgであり、その後2001年の16万0,160ウォンまで毎年価格を引き上げていった。しかしその後2004年まで、AMS削減条件の影響で、2001年の値に凍結されている。なお収穫期の価格が政府の約定価格より高くなった場合、農家は、事前に受け取った代金に利息（年利7%）を加えて農協に納付すれば、秋穀買上げに応じないで、一般市場で販売することができる。逆に、収穫期の価格が約定価格より低くなった場合には、約定した量の所得補填を受けることになる。

（ii） 水田農業直接支払制度（2001～04年）

前述のように、AMSの計算に該当する国内補助を毎年削減する必要があるため、秋穀約定買入制では、徐々に買入量を減らしており、農家の所得支持効果が縮小していた。これを補う目的で2001年から水田農業直接支払制度が実施されている。この制度では、農家の所得支持ばかりでなく、水田の公益的機能を最大化するため、肥料・農薬の適正使用等が要件に加えられている。公益的機能の維持・向上には、例えば、土壌改良材の施用、冬期湛水、景観作物の植栽、生態系の保護、草刈り等が想定されている（遵守すべき基準値等の詳細は、農林部（2001）を参照）。

支払対象は、1998～2000年に継続して水田農業に利用され、水田の形状と機能を維持している農地であり、また土壌検査と残留農薬検査を実施し農薬安全使用基準や施肥基準量を遵守していると認められた農家である。ただし2002年からは、湛水義務が解除され、水田に稲以外の野菜、大豆、飼料作物等の作物を栽培した場合にも、補助金が支払われることになった。

農家への支払は（第5表）、2001年と2002年は0.1～2.0haの範囲で行われていたが、上限は2003年に3ha、2004年に4haまで拡大された。支払単価は、初年度の2001年は、農業振興地内で25万ウォン/ha、農業振興地域外で20万ウォン/haであったが、2002年には、それぞれの地域で50万ウォン/ha、40万ウォン/haへと二倍に増額され、翌年にはさらに3万2,000ウォン/haが上乗せされた。

第5表 水田農業直接支払金単価

単位：1,000ウォン/ha

年産	農業振興地域		平均	支払い上限 (ha)	予算額 億ウォン
	地域内	地域外			
2001	250	200		2	2,105
2002	500	400	467	2	3,929
2003	532	432	500	3	4,809
2004	532	432	500	4	4,810

資料：農林部（2004）p.211.

（iii） コメ所得補填直接支払制度（2002～04年）⁽¹³⁾

2001年産米の豊作とMA米の増加による米価の下落で農家所得が減少する可能性が予想されたため、2002年に大統領諮問機構の農漁業・農漁村特別対策委員会で（旧）コメ所得補填直接支払制度の導入が議論された。この過程を経て、政府のコメ産業総合対策の一環として2002年産米にはじめてコメ所得補填直接支払制度が適用された。この時期の政策は、買入量を減らす方向にある秋穀約定買入制や水田農業直接支払制度をみるとわかるように、基本的に需給の均衡を市場に委ねる方向にあったが⁽¹⁴⁾、それによる所得の不安定性に対処する目的で、この制度が活用されることになった。

同制度では、基準価格（過去5年間平均の収穫期コメ価格）より当該年のコメ価格が低くなった場合、下落した80%を補填することになっている。対象者は、水田農業直接支払制度の対象農家で、基準価格の0.5%を事前に納付し⁽¹⁵⁾、実際にコメを生産している耕作者である⁽¹⁶⁾。

（旧）コメ所得補填直接支払金の予算額は、実際に納付した農家数、米価の下落の程度によって変動するため、事前に予測するのは難しく、政府出捐金と農家の納付金の積立金からなる基金で運営している。米価下落時の対策として導入された制度であるが、2002年以降、悪天候や援助米による輸出の増加などで米価が上昇したため、実際の補填は3年間（2002～04年）に一度も行われなかった。

2) 市場開放に備えた国内対策

韓国は、2004年の利害当事国との関税化猶予延長の交渉を控え、輸入米の国内市場への影響を最小限に抑えるため、2003年に119兆ウォン投融資計画を発表した。また2004年2月には「農業・農村総合対策」を公表して、その中でコメに関する推進施策を打ち出した（第2表）。

特に、秋穀買入制はAMS削減の対象であったため、95年以降、買入量を減らしており、生産量に占める買入量は、95年の29.3%から2004年の14.2%となっている。それゆえ、農家所得の安定や需給調整の機能を維持するのが困難な状況にあり、秋穀買入制を廃止し、改定したコメ所得補填基金法をもとに（旧）コメ所得補填直接支払制を改善した新しい直接支払制、及び新たな糧穀管理法を根拠に公共備蓄制を導入した。

（i）公共備蓄制

2005年7月に施行された公共備蓄制は、WTOの許容補助金要件を満たすように制度設計されている。コメを市価で買い入れ、市価で放出し、制度化された食料安保プログラムの一部として機能している。このように公共備蓄制は、収穫期に一定量を買入れて価格を支持する秋穀約定買入制とは違い、災害等に備えてある水準の在庫を維持する制度である。

政府は当初、糧穀年度末に86.4万トン在庫とし、年間で43.2万トンを買入れ、放出する方針であった。しかし秋穀約定買入制廃止による急激な需給調整機能の喪失の影響を避けるため、買入量の縮小は、2005年に57.6万トン、2006年に50.4万トン、2007年に43.2

万トンと徐々に基準値になるように計画していた。実際の買入量は2005年に57.6万トン、2006年に50.4万トン、2007年に41.7万トンである（第4表）⁽¹⁷⁾。2008年からは、目標在庫量を72万トンとし、買入計画量も40万トン以下に抑えるようにし、2008年に40万トン、2009年に37万トン、2010年に34万とした。実際の政府買入分はこの値とほぼ一致するが、別に農協が民間備蓄として購入している。2009年には政府買入量より多い56万トンを農協が購入している。

2011～13年は、基準在庫を72万トンとし、買入量は2011年に34万トン、2012年に37万トン、2013年に37万トンとした。2014年以降は、在庫をコメ消費量の17～18%水準として、2014年37万トン、2015年36万トンとした（農林畜産食品部（2015），p157）。

（ii） コメ所得補填直接支払⁽¹⁸⁾

2004年のミニマム・アクセス延長交渉の結果による市場開放のさらなる拡大で、米価が一層下落することが憂慮されるようになった。このため農業者の所得安定を図る目的で、2004年11月にコメ農家所得安定法案が発表された。これをもとに、コメ所得補填基金法を改定し2005年7月から新たに施行して、水田農業直接支払制度と（旧）コメ所得補填直払制度を統合して導入されたのが新たなコメ所得等補填直接支払制度である。

第6表 直接支払による農家の受取金額

単位：ウォン/80kg

年産	農家受取価格 (a)	目標価格 (b)	(a)/(b) (%)
2005	165,574	170,083	97.3
2006	166,727	170,083	98.0
2007	167,192	170,083	98.3
2008	173,781	170,083	102.2
2009	165,924	170,083	97.6
2010	165,305	170,083	97.2
2011	177,803	170,083	104.5
2012	185,288	170,083	108.9
2013	187,420	188,000	99.7
2014	184,730	188,000	98.3
2015	182,399	188,000	97.0
2016	179,083	188,000	95.3

資料：農林畜産食品部食糧政策官（2017），p.24.

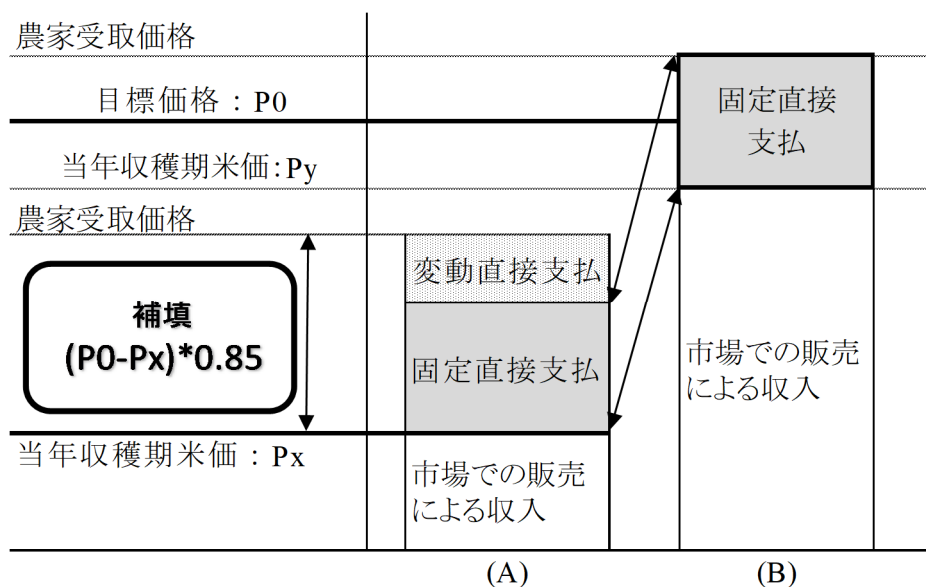
注. 2013年は100%の補填になっていない。

水田農業直接支払制度と（旧）コメ所得補填直払制度の二つの直接支払制度は、2005年から、（旧）コメ所得補填直接支払制を変動支払部分、水田農業直接支払制を固定支払部分

が引き継いで（農林部 2005 p. 344）、コメ所得直接支払制度に統合された（第2表）。この制度では、政府が目標価格を定め、収穫期（10月から翌年1月）の産地平均価格（精米）が目標価格よりも低いときに、一定額の補填を行う。2005～2007年の目標価格は、2001～2003年の平均収穫期産地価格に、秋穀買入制の所得効果、2003年の水田農業直接支払所得効果を総合的に反映させ⁽¹⁹⁾、80kg当たり17万83ウォンとした（第6表）。

なおこの目標価格は、当初3年間ごとに変更する予定であったが、2008年3月に法律を改正して5年間ごとに変更することにし、2008～2012年（産）の5年間も2005～2007年と同一価格の17万83ウォンを適用することにした⁽²⁰⁾。さらに2013年末の国会で、2013～17年の目標価格が、18万8,000ウォンに引き上げられた。

では第2図の(A)を用いて、具体的にコメ所得補填直払制度の内容を説明しよう（以下、80kg当たり）。目標価格が P_0 、当年の米価が P_x ($P_x < P_0$)であったと仮定する。この場合、まず固定直接支払金が支払われ、変動直接支払金として、 $(P_0 - P_x) * 0.85$ から固定支払部分を引いた差額が与えられる。したがって農家の受取価格は、実際の米価 P_x に $(P_0 - P_x) * 0.85$ を加えた値となる。



第2図 コメ所得補填直払制度

資料：農林水産食品部（2008）を参考にして、筆者作成。

先述したように、固定部分は水田農業直接支払部分を引き継いでおり、公益機能への対価として支払われるものである。この点が明確になるのが第2図の(B)のようなケースである。図では、2008年や2011～13年のように、収穫期平均米価が比較的高く形成されたため、固定部分のみを含めた農家受取価格が既に目標価格を超過しており（第6表）、変動部分が0となっている。このように、環境保全への対価である固定部分は目標価格以上となっても支払われるが、所得補填機能としての変動部分は消滅することになる。

この制度の対象農地は、1998年1月1日から2000年12月31日まで水田農業（コメ以外にもレンコン、セリ、カンエンガヤツリなどを栽培）に利用された土地である。対象者は、対象農地で水田農業に従事している農家であり、営農組合法人、農業会社法人も該当する。上限面積は、農家の場合、30ha、農業会社法人であれば50haである。

固定支払部分の支給は、コメなどの作物を栽培する水田、あるいは休耕している水田に適用される。ただし休耕の場合にも、農地の形状や機能の維持が条件となっており、農作物の生産が可能なように土壌の維持、管理がなされていること、隣接農地との区分が可能なように境界が設置、管理されていること、農地周辺の用・排水路が維持、管理されていること等が必要である。

一方変動部分は、現時点でコメを生産している固定直接支払対象農家に限って与えられる。この場合には、農地の形状や機能の維持条件以外に、農薬、化学肥料の使用量が一定の基準値以下でなければならない⁽²¹⁾。

第7表 固定直接支払金単価（1,000 ウォン/ha）と支給額

年産	農業振興地域			重量換算 (ウォン/80kg)	農家数 (千戸)	面積 (千ha)	支払い金額 (億ウォン)
	地域内	地域外	平均				
2005	640	512	600	9,836	1,033	1,007	6,038
2006	746	597	700	11,475	1,050	1,024	7,168
2007	746	597	700	11,475	1,077	1,018	7,120
2008	746	597	700	11,475	1,097	1,013	7,118
2009	746	597	700	11,536	866	893	6,328
2010	746	597	700	11,486	838	883	6,223
2011	746	597	700	11,495	812	875	6,174
2012	746	597	700	11,509	791	866	6,101
2013	850	680	800	12,713	770	855	6,866
2014	970	728	900	14,306	740	835	7,560
2015	1,076	807	1,000	15,873	779	844	8,422
2016	1,076	807	1,000	15,873	794	837	8,383

資料：農林畜産食品部食糧政策官（2017）p.25.

第8表 変動直接支払の支給額

年産 ¹⁾	農家数 (1,000戸)	面積 (1,000ha)	支払い金額 (億ウォン)	総支給額 ²⁾ (億ウォン)
2005	984	940	9,007	15,045
2006	1,000	951	4,371	11,539
2007	1,016	932	2,791	9,911
2008	0	0	0	7,118
2009	815	809	5,945	12,273
2010	781	789	7,501	13,724
2011	0	0	0	6,174
2012	0	0	0	6,101
2013	0	0	0	6,866
2014	671	729	1,941	9,501
2015	685	726	7,257	15,679
2016	684	706	14,894	23,277

資料：農林畜産食品部（2017）p.25.

注1）2008年産，2011～13年産は，収穫期の米価が高く形成されたため支給されなかった。

注2）固定直接支払と変動直接支払の合計。

直接支払による単価を固定支払金でみると（第7表），2005年に農業振興地域が64万ウォン，農業振興地域外が51万2千ウォン，平均60万ウォンであったが，2006年には増額され，農業振興地域で74万6千ウォン，農業振興地域外で59万7千ウォン，平均70万ウォンとなっている。この金額は，2012年まで維持されたが，2013年には，平均で80万ウォンに増額され，さらに2015年には平均100万ウォンとなった。支払金額をみると，2005年の6,038億ウォンから，2006～2008年に1,000億ウォン近く増えたが，2009年以降は減少傾向であった。しかし支払単価の増額に伴い，2013年に6,866億ウォン，2014年に7,560億ウォン，2015年には8,422億ウォンと大幅に増加した。

変動部分は（第8表），支給された農家数が固定支払の場合よりも少なく，支払金額では，2010年に7,501億ウォンであったが，米価の上昇に伴い，2011～13年には0となっている。しかし2014年以降米価が低下し，再び支給されるようになった。

目標価格への補填率（第6表）は，2005年以降95%以上であり，米価が高く形成された年には100%を越えている。ただし価格が大きく下がった2016年には，総支払額が2兆ウォンを超えたが（第8表），補助金上限（第1付表参照）の制約で，補填率は2005年以降最低の95.3%を記録している。ただし総支払額が2兆ウォンをこえた2016年（第8表）は，価格が大きく下がった影響で，補助金上限（次節の第4表参照）の支払いであったが，補填率は2005年以降最低の95.3%を記録している。

(3) 生産調整⁽²²⁾

第2節で指摘したように、コメの豊作、消費の減退、MA 米の輸入などが重なって、在庫の増大問題がたびたび発生している。在庫問題に対処する方法としては、理論的には、消費と供給が一致するまで米価を低下させることである。しかしこの場合に、直接支払による十分な補填がなされないと農家所得に深刻な影響を与えるため、他の方法が必要となる。その一つとして生産調整がある。

まず第1図によって、生産調整の効果を確認しておこう。国内市場は国境措置で閉じており、国内価格が PE であるとする。生産調整は、図で示したように供給曲線を左側にシフトさせるものであり、需要曲線が一定であれば、均衡価格は上昇し Pz となる。また人口減少、嗜好の変化などで需要曲線が左側にシフトするような場合、価格の下落を弱める効果を持つ。なおコメが自由に輸入されると、米価は国際米価 pw で固定されるので、国内供給の制限は米価に影響を与えることができない。このため生産調整が有効であるには、なんらかの国境措置が前提となる。

韓国で生産調整は、これまで二つの期間で実施されており、2003～2005 年の3年間で最初である(第2表)。その目的は、生産を縮小させてコメの需給安定を図り、また2004年のコメ再交渉に備え、WTO(1995)のAnnex5にある関税化の猶予条件(効果的な生産制限措置)を満たすことにあった。事業の内容は、2002年に稲を栽培した農地に対し、2003年から3年間、稲や商業的作物を栽培しないという条件で、水田賃貸料水準である1ha当たり300万ウォンの補助金を毎年支給するものである。

第9表 コメの生産調整

単位: 100 万ウォン

年	事業費(国家補助)(億ウォン) ¹⁾			事業量 ¹⁾ (ha)	履行農家数 (戸)	減反率 ²⁾ (%)	減少量 ³⁾ (トン)
	補助金	管理費	合計				
2003	796.83	8.09	804.92	26,357	73,824	2.5	11.5
2004	758.50	8.07	766.57	24,647	70,433	2.4	12.3
2005	716.24	7.91	724.15	23,429	67,910	2.3	11.4

資料: 筆者作成。事業量、事業費は農林部(2006) p.256, 履行農家数は国会予算政策処(2006)。

注1) 事業量は精算実績, 事業費は決算実績。

注2) 事業量÷(事業量+栽培面積)で計算。

注3) 収量を利用して, 事業量*収量で計算。

第10表 水田所得基盤多様化事業推進実績

単位：ha, %

年	目標面積 (ha)	履行・約定面積 (ha)	履行率 (%)	事業費 (億ウォン)
2010 ¹⁾	30,000	9,714	32	291.42
2011	40,000	37,197	93	1110.04
2012	40,000 予算編成時 5,000 2月			
	10,000 決算	7,465	75	209.12
2013	13,800 予算編成時	7,968	58	213.35
3年間小計 ²⁾	120,000 ³⁾	52,630	44	

資料：国会予算政策処（2014）。

注1）モデル事業。

注2）2011～13年の合計。

注3）2010年公表の「コメ需給安定化対策」における3年間（2011～13年）の目標面積。

2003年の約定締結量（面積，農家数）は2万7,529ha，7万6,565戸であったが，約定不履行等で除外されたり，新規申請を受け付けなかったりしたため，3年間の事業量（面積）は（第9表），2003年に2万6,357ha，2004年に2万4,647ha，2005年に2万3,429haで，減反率は2.4%前後であった。このような生産調整で，毎年，11～12万トンほどの生産縮小効果があった。

生産調整が終了したにも関わらず，2006年にコメの栽培面積が減少したため，政府は2006年9月にコメの生産調整を再施行しないと決定した。今後の再施行についても，需給状況と栽培面積の減少等を総合的に考慮して判断するとした。

2006年以降，栽培面積が減少しており，生産調整を中止していたが，2008年と2009年の両年の大豊作により在庫過剰の問題が生じた。そのため，2010年にモデル事業であるが，3万haを目標面積とする生産調整が再開された（第10表）。これは，「水田への他作物栽培事業」と呼ばれ，水田の適正栽培面積を維持しコメの需給安定を図るために，休耕（ただし農地の形状や機能の維持は必要）だけでなく，水田に他の作物を栽培した場合にも補助金を支給するものである。この事業での受給条件は，2009年に変動直接支払金を受けた農業振興地域の農地，あるいは農業振興地域外の農地に，芋類，豆類，野菜，飼料作物等の単年性作物を栽培することとなっており，1ha当たり300万ウォンの補助金が支給される。このモデル事業を通じて実際に転作された面積は9,714haで，目標値の30%強であった。

このようにモデル事業として再開された生産調整は，2010年8月に発表された「コメ需

給安定化対策」の中で、2011～2013年の3年間、本格的に実施されることが決定された（農林水産食品部（2010））。当初計画では、毎年、4万haについて、1ha当たり300万ウォン支援し、年間20万トンの減産効果を見込んでいた。しかし天候不良などで、コメの生産量が急減したため、計画を変更し、結局、初年度の2011年以外は、当初目標値の4万haを大きく下回り（第10表）、3年間での履行率は44%となった。

4. PSE 分析

本節では、PSE（Producer Subsidy Equivalents）あるいはSCT（Single Commodity Transfers, 単一商品移転）を利用し、これまで説明した①輸入管理（国境措置）、②政府買入制度、③直接支払（変動部分）、④直接支払（固定部分）（2001～2004年は水田農業直接支払）、⑤生産調整の農家所得支持の効果を観察する⁽²³⁾。ここでPSEは農業全体を対象にして、「政策措置がなくなった場合、農家の現状の所得を維持するために必要となる金額」のことであり、SCTは個別の品目に対する指標である。韓国を対象としたPSE分析は、OECD（2017）で1986～2016年について行われており、本稿の分析方法やデータは基本的にOECD（2017）に依拠している⁽²⁴⁾。

ではコメのSCT（PSE）をみていこう。コメのSCTは、A.商品の生産に基づく支持（A1：市場価格支持，A2：生産に基づく支払い）、B.投入要素に基づく支払い、C.現在の面積などを基準にした支払い、D.生産と関連しない支払い、以上の四つからなり、韓国のコメ政策では、「A1：市場価格支持」と「C.現在の面積などを基準にした支払い」が関係する。

「A1：市場価格支持」は、①輸入管理（国境措置）、②政府買入制度、⑤生産調整に由来しており、国内価格と輸入価格の差に生産量をかけて求められる。第1図を利用すると、①と②に相当するSCTは、コメの輸入前では、QEが生産量、PEが国内価格、Pwが国際価格なので、 $QE \times [PE - Pw]$ となり、輸入後には、生産がM1まで縮小し、国内価格はPxに低下するので、 $M1 \times [Px - Pw]$ となる。なお⑤生産調整は、国内価格の引き上げの効果があり、上記の値に包含される。ここから分かるように、この値は、消費者から生産者への所得移転となる。②の政府買入制度は政府から生産者への移転で、買入量に生産者価格と消費者価格の差額をかけたものとなる。第11表の国内価格は、買入価格も考慮した値であり、 $P - Pw$ にこの効果は含まれている。

第11表 市場価格支持効果

単位：億ウォン，ウォン/80kg

年	市場価格支持 効果	国内価格 (P)	国際価格 (Pw)	P-Pw
1990	52,318	90,806	19,842	70,964
1991	51,714	94,332	20,534	73,798
1992	49,237	97,739	24,584	73,155
1993	51,810	101,954	24,202	77,752
1994	46,301	104,856	26,868	77,988
1995	57,744	117,468	26,169	91,299
1996	60,068	134,158	31,805	102,353
1997	68,916	135,728	32,152	103,576
1998	72,242	145,388	39,345	106,043
1999	76,693	153,874	33,498	120,376
2000	89,145	159,816	24,312	135,504
2001	83,280	155,344	29,425	125,919
2002	84,929	153,652	30,454	123,198
2003	77,013	157,360	32,314	125,046
2004	68,209	158,632	36,036	122,596
2005	70,917	145,002	31,535	113,467
2006	61,636	138,842	35,426	103,416
2007	61,271	143,077	38,339	104,738
2008	52,389	150,776	55,696	95,080
2009	27,687	142,564	96,833	45,731
2010	37,596	128,320	67,140	61,180
2011	41,243	145,900	69,087	76,813
2012	45,821	157,962	71,180	86,783
2013	48,016	165,405	69,516	95,888
2014	50,089	159,887	65,150	94,737
2015	37,620	149,365	78,395	70,969
2016	31,554	131,913	73,573	58,340

資料：糧政資料（各年度），韓国統計庁。

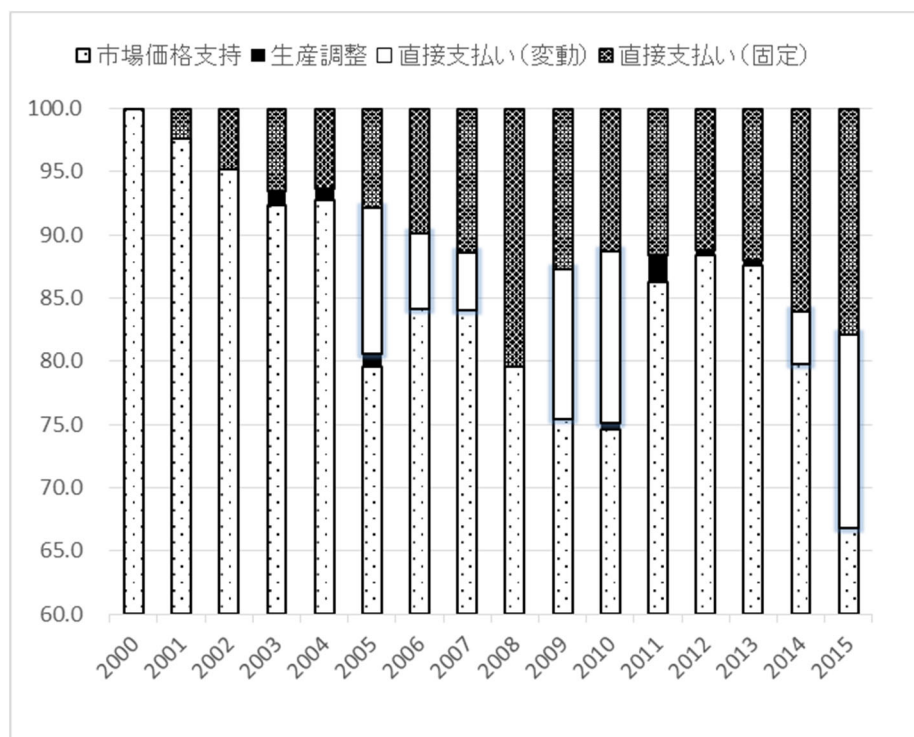
注．国内価格は，コメの農家販売価格（一般米（中品，精米））．2004年以降，農家販売価格指数（一般米）を利用して延長．輸入価格は，コメの総輸入額を総輸入重量で除してドル表示価格を求め，為替レートをを用いてウォン換算したもの．なお輸入重量には精米，玄米，粳が混在している．

実際のデータを利用して価格と市場価格支持効果を計算したのが第11表である。国際価格（Pw）は⁽²⁵⁾，2008年，2009年に高騰し，その後7万ウォン前後で推移している。また国内価格（政府の買入価格も考慮した値）と国際価格の差は，2000年以降徐々に縮小しており，2016年には5万8千ウォンであった。価格差に生産量を乗じて求めた市場価格支持に相当する部分は，年によって変動しており，2000年代前半がピークであり，8兆ウォンを超

えていたが、その後徐々に減少し、近年では3兆ウォン程度である⁽²⁶⁾。

なお⑤生産調整の補助金部分は(第9表, 第10表), コメのSCTに含めない「すべての穀物のGCT (Group Commodity Transfers)」に該当する。

次に直接支払制度をみてみよう。まず③変動部分(第8表)は⁽²⁷⁾、「C.現在の面積などを基準にした支払い」となる。前節でみたように、変動直接支払は産地価格によっては実施されない年もある⁽²⁸⁾。また④固定部分の支払い(第5表, 第7表)は、これまで計算したSCTに含めず、全体PSEにおける「E.現在の生産と無関係の支払い」、「水田に対する固定支払い」となる。



第3図 PSE 構成比の推移 (%)

注. 2000年以前は、市場価格支持が100%。

これまで述べた数値を合計して各項目の比率を求めたものが第3図(縦軸が60%から始まっていることに注意)である⁽²⁹⁾。図から分かるように、2000年までは「市場価格支持」は、PSEの100%を構成していたが、2001年の水田農業直接支払制度導入以降、その構成比率を下げており、2015年には7割弱となっている。この動きとは逆に、直接支払による固定支払部分の構成比率が増えており、2015年には18%となっている。

5. まとめ

以上、1990年代から近年に至る韓国のコメ政策の動向を農家の所得への影響という視点

から整理した。韓国は、コメの国内自給率が可能な状況で、消費構造の変化による需要の減退や MA 米の輸入増加の影響から、米価の低下や在庫量の増加に直面している。このような状況で、効果的な生産調整の実施方法等が様々な場で議論されている⁽³⁰⁾。特に、生産調整と、コメの生産に誘因を与える直接支払制度（変動部分）をどのように調和させるのかが重要なテーマになっている。

またコメの関税化については、コメ生産農家の間に大きな不満がある。しかしコメの市場開放は国内のコメ産業の構造改善を促すことも期待される。非効率な農家を退出させる一方で、生産性の高い農家の規模が拡大し、コメ産業全体の効率性を向上させる可能性がある。そして生産性の向上は、将来的なコメの輸出につながることも見込まれるのである。

今後、水田農家の構造改善という「効率性」と非効率農家への衝撃緩和という「公平性」に対し、韓国政府がどのようにバランスをとって行くのか注目しておく必要がある。

付録 国内補助金の削減

第1付表 各年度の補助金総額の上限額

単位：億ウォン

年度	上限額(a)	上限額(b)
基準値 ¹⁾	17,186	22,595
1995	16,987 ²⁾	21,826
1996	16,729	21,056
1997	16,500	20,287
1998	16,272	19,517
1999	16,043	18,748
2000	15,815	17,978
2001	15,586	17,209
2002	15,357	16,439
2003	15,129	15,670
2004	14,900	14,900

資料：農林部（1994），農林畜産食品部食糧政策官（2017 p.227）。

注1）当初，1989～91年の補助金総額の平均値（1兆7,186億ウォン）を基準にして，10年間で13.3%削減することになっていた（上限額(a)）。しかし韓国政府が提出した最終履行計画書では，コメについては，1993年の補助金総額に基づいて基準値を再設定し（2兆2,595億ウォン），新たに上限額(b)とした。

注2）毎年等しい削減額を仮定すると1兆6,957億ウォンとなる。

韓国の国内補助金は，1989～91年の平均AMS（1兆7,186億ウォン）を基準として，1995～2004年の10年間で13.3%削減することになっている。第1付表の上限額(a)は，各年の補助金上限で，最終年の2004年に1兆4,900億ウォンとなる。ただし，コメについては，政

府買入量を急激に削減することが難しいため、韓国政府が提出した最終履行計画書では、コメのAMSを1993年の2兆1,093億ウォンとし、全体のAMSを2兆2,595億ウォンと設定している。この値で計算したものが第1付表の上限額(b)であり、毎年の金額は上限額(a)より大きい、最終年の2004年に1兆4,900億ウォンとなり、二つの上限は一致する。

- 注 (1) 韓国では、MMA米と略している。
(2) 本節の統計は、韓国統計庁(2018)による。
(3) 以下の議論は、農林部『農業・農村および食品産業に関する年次報告書』(各年版)、韓国コメ加工食品協会(2015)、福田(2010)を参考にした。
(4) 以下、議論の混乱を避けるため、低率関税を含めてマークアップという。なおマークアップの上限は設定されていない。
(5) 利害当事国にはその他に、インド、パキスタン、エジプト、カナダ、アルゼンチンが含まれる。
(6) 履行5年目となる2009年に多国間履行状況の中間点検を実施する。
(7) 加工用は主にモチ・麺類加工、アルコール製造に利用されている。
(8) 関税化に転換する場合、3か月前までに関税率等の詳細な内容をWTOに報告する必要がある。
(9) 国家別クォータ(精米単位)は、中国(116159トン)、米国(50076トン)、タイ(29963トン)、豪州(9030トン)となっている(韓国コメ加工食品協会(2010))。
(10) コメの関税化については、農林畜産食品部(2014)を参考にした。
(11) この関税率は、韓国がWTOに提出した値であり、最終的に決定したものではない。
(12) 本節は、金秉澤(2004)、農林水産食品部(2008) pp.267~269、農林畜産食品部(2015)を参照にした。
(13) 次に説明する2005年導入のコメ所得直接支払制度との混乱をさけるため、便宜上、本稿では今後(旧)コメ所得補填直接支払制度と呼ぶ。
(14) いうまでもなく、国境措置は存在している。
(15) 次年度以降にも継続して加入する場合には、0.1%となる。
(16) 以上から分かるように、この制度は、細部で異なるが、日本の品目横断経営安定化政策の収入減少影響緩和対策に類似している。
(17) 第5表にあるように、2005年には、収穫期に価格が暴落したため、別途に農協が14.4万トンを買入れ入れている。
(18) コメ所得補填直接支払は、品川(2010)、パクほか(2004)が詳しい。
(19) 目標価格設定の詳細は、パクほか(2004) pp.41~48を参照。
(20) 農林水産食品部(2009, p.337)で、韓米FTA対策の補完としている。
(21) なお、第5節でみるように、2010年から他作物を栽培した場合にも、変動部分に代わる補填を与えることで、コメの生産を抑える政策が実施された。
(22) 本節の議論は、農林部(2006)、国会予算政策処(2006)を参考にした。
(23) PSE分析は坪田(2015)に詳しい。
(24) 計算方法や利用データの相違で、OECD(2017)の値と一致しないデータがある。しかしOECD(2017)と比較は、本稿の目的ではないので、ここでは触れない。
(25) OECD(2017)では、1986~2000年の輸入価格は、中国のコメ輸出価格(FOB)に輸送費(3%を仮定)を加えて求めており、2001年以降の値は、中国、米国、タイの平均輸入価格(CIF)としている。利用する為替レートやデータ出所の相違のため、本稿とは異なっている。
(26) なおOECD(2017)では、t年の供給量としてt年産のコメを使っており、例えば2000年の市場価格支持は2000年の生産量(2000年産)をもとに算出している。しかし本稿では、2000年産のコメの大部分は、2001年に消費が生じることを考慮し、t年の支持価格効果を計算するに、t-1年の生産量(t-1年産)を用いている。
(27) 第8表は、年産基準であり、ここではt-1年産の支払いはt年の支払いとみなす。
(28) OECD(2017)の値は明らかに間違っており訂正が必要である。
(29) 本稿では、実績値が得られなかった場合、予算で代替しており、厳密性を欠くのは否めない。しかし予算と実績値に大きな相違がないので、大過はないと判断した。
(30) 生産調整の導入に関してはシン・ジェグン(2009)を参照。

[引用文献]

日本語文献

品川優(2010)『条件不利地域農業 日本と韓国』, 筑波書房

福田竜一(2010)『貿易自由化交渉の多層的展開期における農産物貿易問題の研究』, 農林水産政策研究所

坪田邦夫(2015)第Ⅲ部第4章「各国の農業政策の分析手法-PSE/CSE指標による分析とその応用」林正徳・弦間正彦編著『『ポスト貿易自由化』時代の貿易ルールその枠組みと影響分析』, 農林統計出版

韓国語文献

- 金秉澤（2004）『韓国のコメ政策』、ハヌルアカデミー
- 国会予算政策処（2006）『2005年度 歳入・歳出決算分析』
- 国会予算政策処（2014）『2013年会計年度 決算部署別分析』
- 農林部（1994）『農業動向に関する年次報告書』
- 農林部『農業動向に関する年次報告書』1996～1999年
- 農林部『農政に関する年次報告書』2000～2005年
- 農林部（2001）『農林事業施行指針書』
- 農林部（2004）『農政に関する年次報告書』
- 農林部（2006）『2006年度 農政に関する年次報告』
- 農林部『2007年度 農政に関する年次報告』2007年
- 農林水産食品部（2008）『2008年度 農業・農村および食品産業に関する年次報告書』
- 農林水産食品部(2009)『2009年度 農漁業・農漁村および食品産業に関する年次報告書』
- 農林水産食品部(2010)「米価安定及びコメ需給均衡対策準備」報道資料
- 農林水産食品部食糧園芸政策課『糧政資料』2010年
- 農林畜産食品部（2014）「政府、コメの関税率513%に決定- 農家所得安定およびコメ産業の発展のための対策も準備 -」
報道資料
- 農林畜産食品部（2015）「農業・農村および食品産業に関する年次報告書」
- 農林畜産食品部（2016）『糧政資料』
- 農林畜産食品部食糧政策官（2017）『糧政資料』
- 農林畜産食品部（各年版）『農林水産食品統計年報』。
- パク・ドンギョほか（2004）『稲作農家の所得安定方案研究』韓国農村経済研究院
- シン・ジェグン（2009）「コメの需給動向と政策課題」CEO Focus 241号
- 韓国コメ加工食品協会（2015）「MMA 米の導入」(http://www.krfa.or.kr/information/datasView.do?brd_seq=1977)
- 2018年12月アクセス
- 韓国農村経済研究院（2005）『農業展望 2005(Ⅰ)』韓国農村経済研究院
- 韓国農村経済研究院（2018）『農業展望 2018』韓国農村経済研究院
- 韓国銀行『経済統計システム』(<http://ecos.bok.or.kr/>) 2018年4月アクセス
- 韓国統計庁『KOSIS』(<http://kosis.kr>) 2018年4月アクセス

英語文献

- OECD（2017）Producer and Consumer Support Estimates database
<https://www.oecd.org/tad/agricultural-policies/producerandconsumersupportestimatesdatabase.htm>
- WTO（1995）Agreement on Agriculture
https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/14-ag_01_e.htm （2018年12月アクセス）